

大阪大学大学院基礎工学研究科附属スピントロニクス学術連携研究教育センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学大学院基礎工学研究科附属スピントロニクス学術連携研究教育センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、国内外との共同利用・共同研究プロジェクトを通じて、世界トップレベルにある日本のスピントロニクス研究の国際競争力のさらなる向上、新産業の創成、現産業の強化及び人材育成プログラムの企画・実施により、地球規模の全人類的課題の解決及び独創性あふれる次世代研究者の育成を図ることを目的とする。

(部門及び分野)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに次の部門及び分野を置く。

- スピントロニクス人材育成研究教育部門
 - スピントロニクスデザイン手法開発分野
 - 多階層連結デザイン手法開発分野
 - モルトロニクスデザイン手法開発分野
 - 強相関スピントロニクスデザイン手法開発分野
- スピントロニクス開発研究教育部門
 - 計算機ナノマテリアルデバイスデザイン分野
 - 半導体ナノスピントロニクスデザイン分野
 - 酸化物スピントロニクスデザイン分野
 - モルトロニクスデザイン分野
 - メタルスピントロニクスデザイン分野
 - クォントロニクスデザイン分野

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置き、基礎工学研究科の専任教授の中から基礎工学研究科長が指名する。

- 2 センター長は、センターの管理運営を行う。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(センターの利用)

第6条 センターは、支障のない範囲で基礎工学研究科以外の学内の研究者又は他大学若しくは他研究機関の研究者に利用させることができる。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、基礎工学研究科事務部で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

基礎工学研究科附属スピントロニクス学術連携研究教育センター
の運営に関する申し合わせ

1. 各部門に、センターの教授を兼務する者のうちからセンター長が指名する部門長(副センター長級)を、それぞれ置くことができる。
2. センター長を補佐するため、センターの教員を兼務する者のうちからセンター長が指名するセンター長補佐を置くことができる。

(平成29年 1月11日 センター運営委員会承認)